

大分大学医学部附属病院薬剤師教育センター細則

令和7年2月28日制定

令和7年医学部附属病院細則第1-2号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第10条第6項の規定により、地域医療機関等の薬剤師及び薬学生の教育のために設置する大分大学医学部附属病院薬剤師教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域医療機関及び保険薬局の薬剤師に対して実施する薬剤師研修に関すること。
- (2) 薬学実務実習生の受入れに関すること。
- (3) 研修生の受入れに関すること。
- (4) 薬剤師派遣業務に関すること。
- (5) 薬剤業務向上加算に伴う研修実施及び派遣調整に関すること。
- (6) 地域医療機関との患者アウトカムを目指した研究の実施に関すること。
- (7) 薬剤師の復職支援に関すること。
- (8) 薬剤部との連携に関すること。
- (9) その他薬剤師教育に関し必要な事項

(構成)

第3条 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) その他センター長が必要と認める者

2 前項第3号の構成員は、センター長が指名する。

(センター長)

第4条 センター長は、病院長の命を受け、センターの業務を掌理し、職員を指揮監督する。

(副センター長)

第5条 副センター長は、センター長の業務を補佐する。

2 副センター長は、センター長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

(委員会)

第6条 センターに、薬剤師免許取得直後の薬剤師を対象とした研修及び地域医療に係る薬剤業務の実践的な習得のための研修について審議するため、大分大学医学部附属病院薬剤師臨床研修管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この細則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和7年2月28日から施行する。